

租特透明化法の制定に伴う

適用額明細書の記載の手引

平成 22 年度税制改正において、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（租特透明化法）」が制定されました。

これにより、平成 23 年 4 月 1 日以後終了する事業年度において法人税関係の租税特別措置を適用する場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります。

この手引は、本制度の概要をはじめ、適用額明細書の具体的な記載の仕方や留意点について取りまとめたものです。適用額明細書を作成する際等にご参照ください。

（注）本手引の内容及び「連結法人における適用額明細書の記載の手引」につきましては、国税庁ホームページにも掲載しています（P85 参照）。

平成 23 年 4 月

国 税 庁



e-Tax

国税電子申告・納税システム

詳しい情報は
www.e-tax.nta.go.jp
をご覧ください。